

# 文化活動事業費補助金申請団体に対するアンケート実施結果概要

## 1 アンケートの実施概要

### (1) アンケートの趣旨・目的

文化芸術行動プラン作成にあたり、主に県内で活動している文化活動団体の現状、活動上の問題、県の文化振興事業に対する意見・要望等を把握するため、アンケートを実施した。

### (2) 調査対象

県内に活動の本拠を置き、活動実績が3年以上の文化活動団体 265団体

### (3) 実施時期

平成14年5月

### (4) 回収数(率)

133団体(50.2%)

<団体の概要>

#### 活動内容

文学 30(22.6%)	音楽 28(21.1%)	美術 22(16.5%)	演劇 21(15.8%)	舞踊 21(15.8%)	古典 芸術 7(5.3%)	その他 2(1.5%)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------------	----------------

#### 構成員

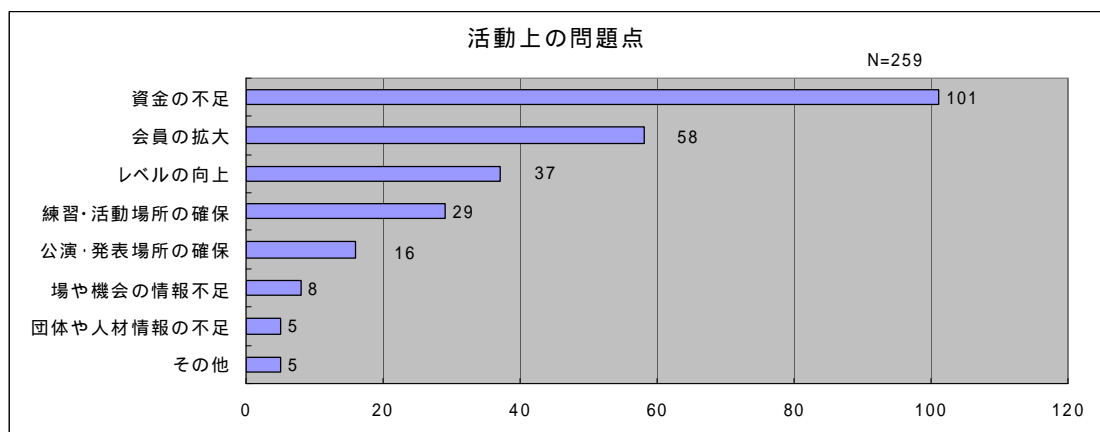
25人未満 25(18.8%)	25人以上 50人未満 28(21.1%)	50人以上 75人未満 22(16.5%)	75人以上 100人未満 14(10.5%)	100人以上 44(33.1%)	後継者育成 2(1.5%)
--------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	---------------------	------------------

#### 活動拠点

名古屋市内 110(82.7%)	尾張地域 11(8.3%)	三河地域 12(9.0%)
---------------------	------------------	------------------

## 2 アンケート調査内容

Q. 貴団体が活動を行なっていくうえで、現在お困りの点は、何ですか。(複数回答)



地域別(名古屋、尾張、三河)に見ると、どの地域においても、項目別の順位はかわらない。名古屋地域では、『資金の不足』が41%で最も多く、次いで多かった『会員の拡大』が22%で、18ポイントの差があったのに対し、尾張・三河地域では、『資金の不足』が32%で、『会員の拡大』との差は5~9ポイントであった。また、尾張・三河地域では、『場や機会の情報の不足』、『団体や人材情報の不足』は回答がなかった。

主な分野別に見ると、『資金の不足』が最も多く、その割合も高い(30~46%)。次いで多かった『会員の拡大』は文学の分野で多く(37%)、『レベルの向上』は美術の分野が多い(26%)。

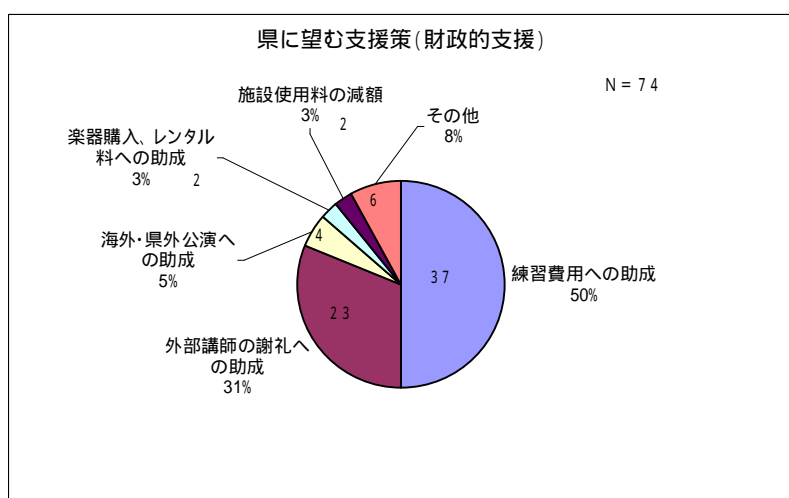
Q.「文化活動事業費補助金」制度について、今回の申請は何回目ですか。

N=133

初めて 14(11%)	2~5回目 26(20%)	6~9回目 37(28%)	10回以上 56(41%)
----------------	------------------	------------------	------------------

文化活動事業費補助金は、制度創設12年目を迎えたが、繰り返して利用している団体が多く、『10回以上』と『6~9回目』で約70%を占める。

Q. 現行の「文化活動事業費補助金」制度のほかに、県に対して希望される助成(財政的支援)施策があれば、具体的にお書きください。

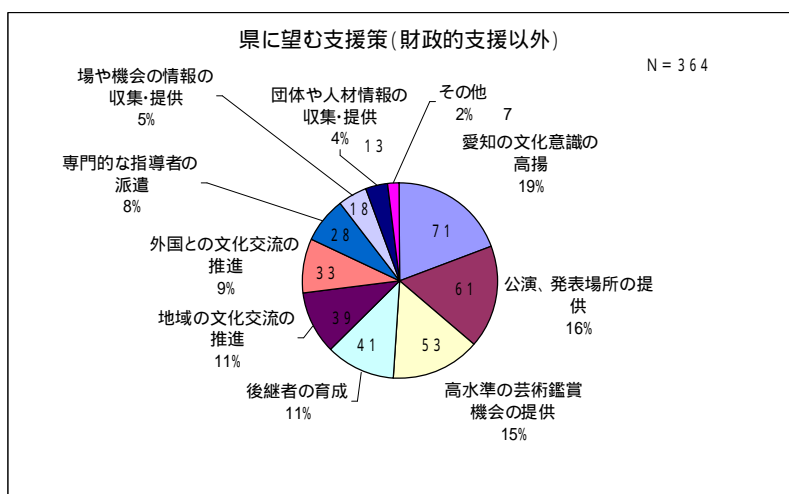


上位2項目で全体の81%を占める。

『その他』では、「入場料への助成」、「広報費用への助成」などの意見があった。

主な分野別に見ると、音楽、演劇で『練習費用への助成』を望む団体が多い(音楽15団体、演劇15団体)、『外部講師の謝礼への助成』は、どの分野においても、一定の要望があった(音楽5団体、美術4団体、文学3団体、舞踊3団体、演劇1団体)。

Q. 貴団体は、愛知県に対して、補助制度(財政的な支援)による助成のほかにどのような支援を望みますか。(複数回答)



『愛知の文化意識の高揚』(19%)、『公演、発表場所の提供』(16%)、『高水準の芸術鑑賞機会の提供』(15%)を望む団体が多く、上位3項目で半数を占める。なお、『その他』では、「広報面での支援」(4団体)、「イベントの共催」(1団体)、「団体間交流の推進」(1団体)などの意見があった。

主な分野別に見ると、『愛知の文化意識の高揚』は、音楽以外の分野で20~22%

の要望があり、『公演、発表場所の提供』は、音楽、演劇、舞踊の分野で要望が多い(22~26%)。

『高水準の芸術鑑賞機会の提供』は、美術、文学の分野で要望が多い(18~20%)。

## 各種文化主体に対するグループ別インタビューの実施結果

### 1 グループ別インタビューの実施概要

#### (1) グループ別インタビューの趣旨・目的

- ・ 文化芸術活動や文化芸術の振興に関するニーズは多種多様であるため、文化芸術の領域や各文化主体の置かれた立場等を配慮し、様々な切り口からニーズを探るため、各種文化主体等の属性を考慮してグループ化し、グループ別にインタビューを実施した。
- ・ グループ別インタビューは、小人数（3～5名程度）でのフリーディスカッションにより、様々な意見・情報を収集し、その要因や背景をさらに深く掘り下げ、また、ある人の発言に対して、他の人がどのように反応するか等についても把握に努めた。
- ・ 関係者のニーズをKJ法により分析解明した。

#### (2) 実施期間

平成14年7月下旬から12月初旬まで

#### (3) グループの編成及び訪問箇所数

文化活動団体等の属性を考慮して次のとおりグループ化し、各グループから数団体を選定し、インタビューを実施した。選定にあたっては、プロ・アマ、活動規模、活動拠点等を配慮した。

##### ア グループ編成

文化活動団体（8グループ）

全般（各般にわたる芸術領域を包括する文化団体）、音楽、演劇、舞踊、美術、文学、古典芸術、民俗芸能

その他（5グループ）

マスコミ、NPO、文化ホール、美術館・博物館、企業メセナ

##### イ 訪問箇所数 30箇所

属性	訪問箇所	属性	訪問箇所
全般	1	民俗芸能	3
音楽	3	マスコミ	2
演劇	3	NPO	3
舞踊	3	文化ホール	2
美術	3	美術館・博物館	2
文学	2	企業メセナ	2
古典芸術	1	計	30

#### (4) インタビューの主な内容

- ア 活動実施上の問題点や自己（活動団体またはメンバー各自）の課題
- イ 県行政の各種施策展開上に対する提言・意見
- ウ 万博開催時および5年後の展望（自己及び県）
- エ 将来に向かって県に期待するもの
- オ その他

## 2 意見の分析

### (1) 愛知が誇る優れた芸術の創造と発信

情報や機会が与えられれば、愛知万博への参加を希望している。

#### 《代表的コメント》

- ・ 計画の立ち上げ段階で情報提供があれば、良い作品の提供など作家側も協力できる。(美術)
- ・ 一団体としては活動も限られ難しいが、他の企業と協力してなら参加も可能。(企業)
- ・ 万博への参加は、そのメリットが感じられれば協力は十分できる。(音楽)

県は、愛知の文化・愛知の情報の発信機能を充実させるべき。

#### 《代表的コメント》

- ・ 芸術文化センターに専属プロデューサーを置いてはどうか。(演劇)
- ・ 県の企画事業を市町村でも開催するなど、芸術文化センターの機能の活用を図るべき。(ホール)
- ・ 次世代を担う青少年を対象とした施策展開が必要。(演劇)

### (2) ネットワークの構築とパートナーシップの形成

NPOは、行政と連携・協働することに意欲をもっている。

#### 《代表的コメント》

- ・ 地域で活動している草の根的な存在にも目を向け、とりまとめや助成などの検討を。(企業)
- ・ 文化面においても、事務事業をNPOに委託することが想定できるのではないか。(NPO)
- ・ 事業の委託等で積極的にNPOを活用し、行政とNPOとの垣根を取り払う。(NPO)
- ・ 活動内容をPRする場を県(行政)が設ける必要あり。(NPO)

さまざまな民間文化主体と行政との継続的なネットワークを構築すべき。

#### 《代表的コメント》

- ・ 宣伝効果が期待できるので、事業の広報面でぜひ協調していきたい。(マスコミ)
- ・ 県との協働で情報発信に広がりを持つ。地域の個性の統合ができる。(ホール)
- ・ 民、官のネットワークを継続的にお願いしたい。文化活動団体の連合組織と行政組織のネットワークを。(全般)
- ・ 市町村において企画事業のネットワーク化が必要。採算性を考え、一つの企画を複数の市町村のホールで展開する。(劇団)

### (3) 文化環境づくり

気軽に文化事業に参加できるよう、施設面の整備を進めてほしい。

#### 《代表的コメント》

- ・ 文化施設の入場料が高く、子供を気軽に連れて行けない。託児所のようなものがあるとよい。(企業)
- ・ 路線バスなど、自治体にもっとアクセス整備を進めてほしい。(企業)
- ・ 身近に交通の便の良い所に施設がほしい。(音楽)

日常的に文化にふれられるようなシステムづくりが必要。

#### 《代表的コメント》

- ・ 名古屋など中心地ばかりでなく、過疎地などでも公演ができるシステムが必要。(劇団)

- ・ 文化情報を発信できる場所を、もっと身近にたくさん設けてほしい。(企業)
- ・ 日本はアメリカほど寄付が活発でない。寄付しやすい仕組みがつかれないか。(美術館・博物館)

子どもの文化芸術体験活動を積極的に推進することが重要。

《代表的コメント》

- ・ 専門性のある人材を教授として、学校に派遣できるシステムを確立してほしい。(音楽)
- ・ 学校教育の中に、文化施設の見学などをもっと取り入れたらどうか。(企業)
- ・ 後継者を育成するには、究極的には子供の芸術文化体験が不可欠。(古典)

#### (4) IT(情報通信技術)の活用

ITを積極的に活用し、県は情報の共有化をすすめるべき。

《代表的コメント》

- ・ 県が主導でホームページにおける情報のリンクを積極的に進める必要がある。(ホール)
- ・ 情報のネットワーク化の構築が行政の責務。(NPO)
- ・ ホームページなど、見てもらう場の提供を行政施策として積極的に展開してほしい。(演劇)

#### (5) 文化活動団体の要望

継続的な財政支援、メリハリをつけた助成を望んでいる。

《代表的コメント》

- ・ 県や名古屋市からの補助金額が毎年一定でないため、長期的視野にたって団体の今後の活動を考えることができない。(音楽)
- ・ 助成については、アマチュアとプロに差をつける必要あり。プロへの支援充実が必要。(演劇)
- ・ 画一的にうすく助成するのではなく、基準を設けてメリハリのある助成が必要。交付にあたっての方針が必要。(文学)
- ・ 本庁予算に文化予算確保のルールづくりが必要。(全般)

行政の協力を得て、情報発信や広報活動を充実させたい。

《代表的コメント》

- ・ 新たな顧客を獲得するため広報活動にお金をかけたいが予算がない。(美術館・博物館)
- ・ 愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」、名古屋市発行情報誌「わくわくキッズナビ」等、行政が情報発信の手助けをしてほしい。(美術館・博物館)
- ・ 財政支援の他に、催し物や活動状況のPRなど、広報により力を入れてほしい。(舞踊、古典)
- ・ 古い伝統的な芸術について、行政側はもっとPRしてほしい。(古典)
- ・ 県は観光面でのPRがうまくない。地元の民間会社と組んでPRをしたらどうか。(美術館・博物館)

県内にゆかりのある芸術家を登用してほしい。

《代表的コメント》

- ・ ホールの自主公演ではまず地元の芸術家を登用してほしい。(古典)
- ・ 地元アーティストを大事にする施策が必要。(全般)

活動団体間のネットワークの促進を図りたい。

《代表的コメント》

- ・ 情報交換、助け合いなど、類似活動団体との交流があるとよい。(民俗)
- ・ 活動団体の横のつながりがいい。ネットワークは広げたい。(音楽)

#### (6) 文化活動団体の実態

民俗芸能・伝統芸能を、いかに次世代へ継承し保存するかが問題である。

《代表的コメント》

- ・ 少子化に伴い世襲制や女人禁制を維持することが困難。地域あがりの芸能文化とみなし、発想の転換を図ることも必要。(民俗)
- ・ 後継者育成が一番大事であり懸念している。(民俗)
- ・ 後継者育成や普及の観点から、小中学校への出張公演を実施。(古典)

#### (7) 文化施設の運営

人材を育成し、既存の施設を有効に活用すべき。

《代表的コメント》

- ・ 既存の文化施設をいかに有効に利用するかが問題。(NPO)
- ・ 県は、既存の観光資源・施設の上手な活用方法を考えていくべき。(美術館・博物館)
- ・ 人材の育成が重要。専門職員の育成を。(ホール)
- ・ 各ホールの学芸員による情報交換・人材交流のネットの構築が必要。(ホール)

さまざまな民間文化主体と連携・協力して、文化事業を実施するべき。

《代表的コメント》

- ・ 地域に根ざした地域参加型の企画の展開が必要。(ホール)
- ・ 施設運営にあたっては、県民参加型、ボランティアの活用を検討してほしい。(全般)
- ・ 企画会社に委託せず、実演団体と行政とが直接企画すれば、安価で良い事業ができる。(音楽)

芸術文化センターの弾力的な運用を検討してほしい。

《代表的コメント》

- ・ 予約システムに融通がきかない。杓子定規すぎる。(TV局)
- ・ 利用料の設定を再考してほしい。(音楽、全般)
- ・ どのような催しが開催されているかがわかるような看板を設置してほしい。(美術)
- ・ 劇場使用にあたり、サービス精神をもって顧客サービスにあたってほしい。(全般)

#### (8) 文化振興施策のあり方

県は、長期的な展望をもって文化振興施策を進めていくべき。

《代表的コメント》

- ・ 県は文化的環境を育てる必要がある。文化の質的効果の評価が必要。(マスコミ)
- ・ 県の位置づけを明確にすべき。芸術文化が大事だという展望が必要。(全般)
- ・ 県はもっと文化事業への取り組み内容を積極的に発言すべきである。(ホール)
- ・ 県には文化に対する中長期的なビジョンが必要。(マスコミ)
- ・ ビジョンの達成度や進展状況を評価し、協議するための仕組みを検討してほしい。(全般)

## 愛知文化芸術行動プラン検討会議開催要領

(目 的)

第1条 愛知県における文化芸術の振興を図るための「愛知文化芸術行動プラン」の策定について創意ある意見を求めるため、愛知文化芸術行動プラン検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 愛知文化芸術行動プラン策定のための検討に関すること
- (2) その他、会議の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、有識者、芸術家、マスコミ・企業・女性団体・国際交流機関の各関係者、市町村関係者及び文化施設関係者で構成し、別表のとおりとする。

(座 長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により定める。
- 3 座長は会議を総理する。ただし、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査検討等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合であって、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
- 3 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、県民生活部文化学事課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月25日から施行する。

## 愛知文化芸術行動プラン検討会議委員

(敬称略・五十音順 は座長)

氏 名	団 体・役 職 名 等
安 藤 隆 之	中京大学教授（同大学文化科学研究所所員）
伊 藤 ゆ かり	なごや消費者団体連絡会委員
伊 豫 田 静 弘	知立市文化会館館長・芸術総監督
岡 部 修 二	トヨタ自動車株式会社広報部担当部長（社団法人企業メセナ協議会調査部会長）
小 栗 宏 次	愛知県立大学情報科学部教授
小 林 真 理	静岡文化芸術大学文化政策学部講師
清 水 裕 之	名古屋大学大学院環境学研究科教授
鷲 見 卓	中日新聞社事業局文化事業部長
ダ-ナ-ア-ン-ウェルト	名古屋アメリカン・センター館長
前 川 文 男	豊橋市文化市民部長
牧 野 研 一 郎	愛知県美術館副館長
松 尾 葉 子	セントラル愛知交響楽団常任指揮者
安 田 文 吉	南山大学人文学部教授

## 愛知県文化行政推進会議開催要領

### (設 置)

第1 文化行政に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、愛知県文化行政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2 推進会議は、第1の目的を達成するため次に掲げる事務を行う。

- (1)文化行政の企画及び推進に関すること。
- (2)文化行政の連絡調整に関すること。
- (3)文化行政の調査研究に関すること。
- (4)文化行政の職員研修に関すること。
- (5)その他文化行政に関すること。

### (組 織)

第3 推進会議は、県民生活部長及び別表に掲げる各課室の長をもって構成し、議長は、県民生活部長をもってあてる。

2 議長は、前項に掲げる者のほか、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

### (議長の職務)

第4 議長は、会議を召集し、主宰する。

### (報 告)

第5 議長は、推進会議の会議結果について、知事へ報告する。

### (専門部会)

第6 推進会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、議長が指名する者をもって構成する。
- 3 専門部会は、推進会議に提案する原案を作成するほか、必要に応じ調査研究を行う。
- 4 専門部会は、議長が召集する。

### (庶 務)

第7 推進会議の庶務は、県民生活部文化学事課において処理する。

### (雑 則)

第8 この要領に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成3年5月7日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。



平成15年度愛知県文化行政推進会議構成課室  
(10部局25課室)

構 成 課 室 名	
総 務 部	総 務 課
	県史編さん室
企画振興部	企 画 課
	地 域 振 興 課
県 民 生 活 部	県 民 課
	広 報 広 聴 課
	社会活動推進課
	男女共同参画室
	国 際 課
環 境 部	文 化 学 事 課
	環 境 政 策 課
健康福祉部	健康福祉総務課
産 業 労 働 部	産 業 労 働 総 務 課
	産 業 技 術 課
	観 光 交 流 課
農 林 水 産 部	農 林 総 務 課
	森 林 保 全 課
建 設 部	建 設 総 務 課
	公 園 緑 地 課
	住 宅 企 画 課
国際博推進局	総 務 課
	事 業 調 整 課
	参 加 出 展 課
教 育 委 員 会	総 務 課
	生 涯 学 習 課

愛知県文化行政推進会議幹事会について

1 幹事会の目的

愛知県文化行政推進会議(以下「推進会議」という。)をより一層有機的、効果的に機能させるため、推進会議に提案する重要な事項について、あらかじめ問題点を整理・検討し、また関係機関相互の連絡調整等を行うため、議長が必要を認める時に招集し、開催する。

2 構 成

幹事は推進会議全構成課室の課長補佐級または主査級の職員をもって充てることとし、開催の都度定めるものとする。

附 則

平成5年6月17日から施行する。

附 則

平成14年1月10日から施行する。

## 愛知県文化振興ビジョン〈概要〉

【平成4年3月策定】

### 文化振興の目標

- 1 文化の時代【文化に対する関心と期待の高まり】  
経済発展により物質的な豊かさが著しく向上しましたが、人々は心の豊かさによる生活の一層の向上を求め、文化に対する関心を深めてきました。  
人々の価値観が多様化していく中で、文化活動が活発化し、文化的まちづくりの取組みも進められています。
- 2 愛知の文化【産業とともに求められる文化の向上】  
愛知県は、東西の産業と文化の交流点であり、産業面では、わが国の産業技術首都をめざすほどの発展を遂げてきました。その豊かな生活基盤は、同時に様々な文化活動を生み出し、広い分野にわたって優れた文化を発展させてきました。そして、人々のいきいきとした活動により愛知の文化を一層高めていくことが求められています。
- 3 文化振興の目標【21世紀に向けた魅力ある愛知の実現】  
文化の振興と産業の発展が調和し、魅力ある愛知の文化を創造していくことにより、「世界に開かれた魅力ある愛知」をめざし、生きがいに満ちた、豊かで、潤いのある暮らしの実現に努めていきます。
- 4 文化振興ビジョンの策定【積極的な文化振興を図るための指針の策定】  
国際化、情報化、高齢化等の社会の変化に対応した文化の振興を、より一層積極的に取り組んでいくため、愛知県の文化振興施策を総合的に推進する行政指針として、ビジョンを取りまとめました。

### 文化振興の基本方針

- 1 地域の個性を生かす  
歴史とともに発展してきた県下各地域の個性ある文化を生かし、県全体として愛知の文化を振興していきます。
- 2 世界的な視野で文化を発信する  
国内外の文化交流を深め、産業面における国際的活動と協調し、愛知の文化を世界に開いていきます。
- 3 情報を活用する  
文化活動の場・機会、文化を担う人々等の情報資源を収集し、積極的に提供していきます。
- 4 支援の立場に立って環境づくりを進める  
国、市町村及び民間と手を携えながら、住民参加による取り組みを進め、住民の文化活動を尊重し、支援の立場に立った環境づくりを進めていきます。

### 文化振興の方策

- 1 文化拠点の運営・整備  
(1) 中枢的文化拠点の運営・整備  
人、情報、文化など様々な要素が会う交流拠点、幅広い文化情報を収集・提供

する情報拠点、愛知の文化を創造し、世界に向けた発信拠点として運営・整備を進めていきます。

(2) 身近な施設の運営・整備

利用しやすい施設の運営・整備に努めるとともに、まちの魅力につながる市町村の文化施設の整備を促進していきます。

2 文化活動と文化交流の促進

(1) 文化行催事の展開

草の根的な文化活動から高度な芸術創造活動にいたる様々な活動の発表・鑑賞の機会を拡充し、県民文化の向上を図っていきます。

(2) 文化交流の促進

文化活動への参加・交流の機会を拡充し、活動の輪を広げていきます。

(3) 文化団体等の育成

文化活動を支えるボランティアリーダーの養成や後継者の育成を図るとともに、21世紀の文化の担い手となる人材の育成にも努めていきます。

(4) 文化情報の整備

情報を積極的に活用し、文化の普及・向上に役立てていきます。

(5) 文化意識の啓発

地域の文化を生かしたイベントなどを展開し、地域の文化を掘り起こすとともに、愛知の文化に対する意識の高揚を図っていきます。

3 文化財の保存と活用

歴史と風土に培われた文化遺産の調査・研究を行い、適正な保存・活用を図っていきます。

4 文化的な環境づくり

(1) 潤いのある生活空間の形成

景観・緑・水辺をまちの文化資源としてとらえ、これらを活用して、国、県、市町村及び地域住民の連携により、潤いのある生活空間を形成していきます。

(2) 文化的な産業基盤の創出

地域の産業と文化の深いかわりを踏まえ、それぞれの魅力を高める取組みにより、文化的な産業基盤の創出をめざしていきます。

### 推進体制の整備

1 行政の文化化

行政を文化的視点で見直し、行政自体や行政施策に文化が溶け込んでいく方策を検討し、推進していきます。

2 文化振興機構の整備

県民の自発的で多様な文化活動を支援・促進するため、文化振興基金の活用や文化振興財団の設立など、民間活力を活用し、より柔軟で活動的な文化振興機構の整備を図っていきます。

3 連携システムの整備

県、市町村、民間などの機能を連携するシステムづくりを推進し、総合的な施策の展開を図っていきます。

4 民間等の意見の導入

県民の声に的確にこたえるため、その意見・意向を反映できる体制づくりを進めていきます。

# 文化芸術振興基本法

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条 第六条）

### 第二章 基本方針（第七条）

### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条 第三十五条）

### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された重要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。

公布・施行日：平成13年12月7日